

ここがいいよ！ 農業者年金



のうねくん

農業委員会では農業者の皆様へ「農業者年金」への加入をお勧めしています。西京区大原野地域で加入推進にあたる齋藤治喜委員と、令和4年に加入された田中宏明さんに農業者年金の魅力についてお聞きしました。



（齋藤委員）国民年金だけでは不安な中、国の制度なので安心だし、保険料の税控除や補助（※）もあるなど制度的にとっても良い。自分が加入できる年齢なら加入したい。若い人はなかなか先のことで考えられないと思うけど、早くに加入するほど将来もらえる年金は多くなるので、ぜひ加入を検討してほしいです。

※補助には要件があります。

（田中さん）以前から齋藤さんに農業者年金の加入を勧められていました。新規就農して14年目でイチゴハウスを増設するときに、これからの経営や将来のことを考え、「ずっと農業していくのだから」と農業者しか入れない年金に加入！積立方式・確定拠出型や生涯受給が魅力で、安心してより積極的に経営に取り組めるようになりました。

●農業者年金
ホームページも
ご参照ください。



農業者年金に興味を持たれた方は、お気軽に農業委員会事務局までご連絡ください。

ご注意ください。

！ 相続登記が義務化されました



所有者不明土地の解消に向け法律が改正され、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

相続や遺贈により不動産を取得した場合、相続を知ってから3年以内（義務化の施行前の相続は義務化から3年以内）に、法務局へ登記名義変更の申請をすることが必要になりました。相続人同士の合意形成ができず相続登記ができない等、正当な理由なく登記の申請を怠った場合は罰則（10万円以下の過料）の対象となる可能性もあります。

農地を相続されましたら、法務局への登記申請をお忘れなくお願いします。また、相続登記が済まれましたら、農業委員会への届出（農地法第3条の3第1項）もよろしくお願いします。

農地のことば
農業委員会へ！

本庁窓口/所在地：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所本庁舎地下1階
TEL：075（222）4050、FAX：075（212）9084
京北窓口/所在地：京都市右京区京北周山町上寺田1-1 京北合同庁舎1階
TEL：075（852）1817、FAX：075（852）1827
ホームページアドレス
<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu2/category/32-11-0-0-0-0-0-0-0.html>

この印刷物が
不要になれば
「雑がみ」として
古紙回収等へ！

京都市農委だより

第57号



高田潤一朗さん

高田深幸さん

樹下委員

久保委員

がんばっている農業者

たか だ じゅん いち ろう

み さ

左京区大原 高田潤一朗さん・深幸さん

今回は、大原で就農されて16年目、穏やかで優しい雰囲気のご夫婦、高田潤一朗さん、深幸さんにお話を伺いました。

潤一朗さんは露地で多品目の野菜、深幸さんは20～30種類のハーブを栽培され、ご夫婦それぞれで分担して農業経営をされています。

大学卒業後、旅先で思いもかけず地元農家の方の農家暮らしを経験したことから、農業に興味を持たれたという潤一朗さん。九州で2年間農業の勉強をされたのち、京都に戻り、大原で就農されました。

農薬や化学肥料を一切使用せず、定期的な土壌分析のもとバーク堆肥や緑肥などを使い栽培しておられます。そのこだわりは、朝市などで直接消費者の方に販売されるため、「お客様に喜んでもらえるものを作りたい」という気持ちから。また、お客様とのつながりを大事にしたいと、イベントを開催されたり、農家の日常を体験してもらう機会づくりのため援農に取り組まれたりしています。



ご夫婦共に歴史好きで、大原の歴史などをポッドキャスト配信されておられるとか。夫婦で分業しながらも協力し、これからも農業を続けていきたいとおっしゃる高田さん。これからは地域の方とともに大原を盛り上げてほしいです。

（取材委員 久保、樹下）



葉・花・蕾が食べられるナスタチウム

も く じ

- *がんばっている農業者（左京区大原 高田潤一朗さん・深幸さん）…………… 1
- *6次産業化（北区上賀茂 ドライトマト）…………… 2
- *農業委員会掲示板（基盤強化法の農地貸借が変わります、宅地造成及び特定盛土等規制法）…………… 3
- *農業委員会掲示板（農業者年金、相続登記が義務化されました）…………… 4

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略称で、「持続可能な開発目標」という意味です。世界共通の目標として、貧困・健康と衛生・エネルギー・環境・平和など17種類の目標が提示され、食品ロス等も課題に含まれています。

農業の6次産業化

ドライトマト加工でSDGs！

北区上賀茂地域でドライトマト加工に取り組まれている橋本洋市さんにお話を伺いました。

橋本洋市さんは、就農されて29年目。ご家族でいろいろな野菜や水稻を栽培、販売されていますが、なかでも、52aのハウスでトマトをロックウール栽培されています。

百貨店等や振売りで販売されていますが、選別段階や販売し切れず出してしまうロスをなんとかしたいと、ドライトマトの加工に取り組み始めたそうです。

ドライトマトの加工は、機械作業も手作業も必要です。本格的に加工を始めるにあたり、様々な機械を新調されたとか。

機械を導入することで、一度に作れる量は増えましたが、その分手作業も増えるなか、丁寧に加工されている様子が伺えました。

構想からは10数年かかって今の形になったそうです。



手作業で丁寧に袋詰めされたドライトマトは百貨店等で販売されています。

トマトの旨味がギュッとつまった濃厚な味が好評で、パッケージの製造者名を見て、取引の話がくることもあるそうです。

今後は、後継者が就農したときに、しっかり経営できる規模に拡大していきたいと話されていました。

(編集委員 藤田)



収穫したトマトは選別します



約5ミリの厚さに切っていきます



手作業でトレーに並べて機械で乾燥させます



袋詰めも手作業で行います

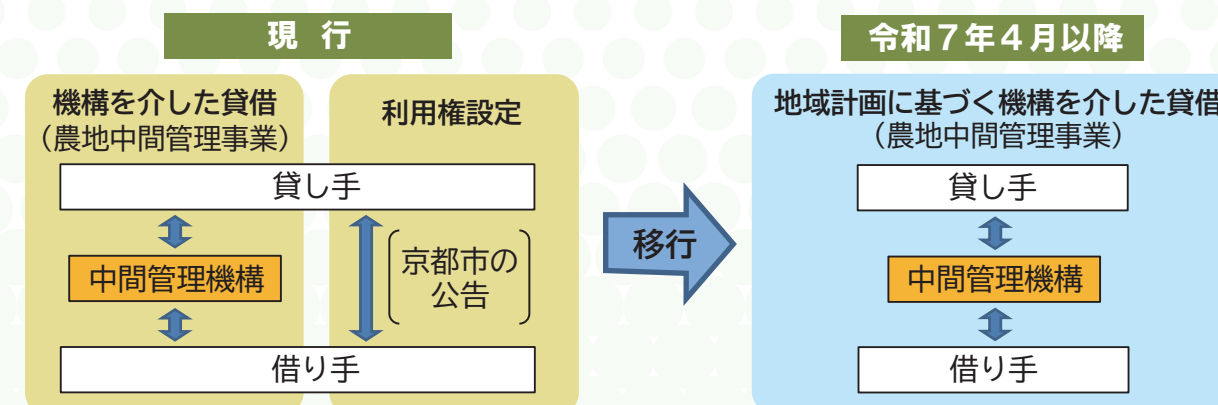
農業委員会の掲示板

令和7年
4月～

基盤強化法の農地貸借が変わります！



農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、^{あいたい}相対での農地貸借（いわゆる利用権設定）が廃止となり、**令和7年4月からは、農地中間管理機構（京都府農業会議）を介した農地貸借へ一本化**されます。受付は、令和7年4月以降も引き続き、各農（林）業振興センターで行います。



令和6年度中に、利用権設定の手続きをご希望の場合は、令和6年**11月末日までに**、各農（林）業振興センターへご相談ください（できるだけ早めにご相談ください。農地中間管理事業を選択することもできます。）。

なお、既にお手続きをされている「利用権設定による貸借」については、**令和7年4月以降もその効力は継続します（貸借期間満了日まで）**。

お問合せ先 ★管轄のセンターにご相談ください★

北部農業振興センター Tel 366-2010 【担当区】 北区、上京区、左京区〔花脊、広河原、久多地域除く〕、 中京区、右京区〔京北地域除く〕	南部農業振興センター Tel 585-3202 【担当区】 東山区、山科区、下京区、 南区、伏見区	南部農業振興センター 洛西分室 Tel 323-7321 【担当区】 西京区	京北・左京山間部 農林業振興センター Tel 852-1817 【担当区】 左京区花脊、広河原、 久多地域、右京区京北地域
---	--	--	--

令和6年
6月6日～

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）が施行されました



令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、多くの貴重な生命や財産が失われ、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされています。盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、従来の「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）に改正され、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することになりました。

農地転用や田の畑地転換などで盛土等が発生する場合は、許可又は届出が必要になることがあります。転用等のご計画の際には「盛土規制法に基づく許可制度の手引」等をご確認ください。

また、農地に関わらず、危険な盛土現場を発見された場合には情報提供いただきますようお願いいたします。

（参考）宅地造成及び特定盛土等規制法に関するホームページ
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000316768.html>



○お問合せ先 京都市都市計画局都市景観部開発指導課（京都市役所分庁舎2階 Tel222-3558）